

小規模多機能型居宅介護

重要事項説明書 契 約 書

社会福祉法人愛川舜寿会

KCC ショータキ

（介護予防）小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 事業者（法人）の概要

法人名称	社会福祉法人 愛川舜寿会
代表者氏名	理事長 馬場 拓也
法人所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県愛甲郡愛川町角田 140-3 特別養護老人ホーム ミノワホーム 電話 046-285-3535 FAX 番号 046-286-7373
法人設立年月日	1992 年 2 月 21 日

2 ご利用事業所の概要

事業所名称	KCC ショータキ
サービスの種類	指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
介護保険指定 事業所番号	1491600084
事業所所在地	神奈川県愛甲郡愛川町春日台 3-6-38
連絡先	電話 046-280-4822 FAX 046-280-4868
管理者の氏名	小澤 妙子
利用定員	登録定員 29 名 利用定員 通いサービス 18 名 宿泊サービス 8 名 ※当事業所は、原則として利用申し込みに応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができない場合がありますので、ご了承下さい。
事業所営業日 営業時間	営業日 365 日 24 時間 営業時間 通いサービス 基本時間 9：30～16：00 宿泊サービス 基本時間 16：00～ 9：30 訪問サービス 随時
通常のサービス 提供地域	愛川町
協力医療機関	愛川北部病院 所在地 愛川町角田 251-1 電話 046-284-2121
連携施設	愛川舜寿会 ミノワホーム 所在地 愛川町角田 140-3 電話 046-285-3535

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態や要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行います。
運営の方針	「介護する」「介護される」の関係でなく、ご本人ができること、できる可能性があることに目を向け、持っている能力を活かし、自分らしさを再発見できるよう支援していきます。 - 認知症グループホーム、放課後等デイサービス、就労支援事業による洗濯代行とコインランドリー営業、コロッセスタンドや清掃など、福祉と地域の人たちの距離を近づける福祉拠点で今の自分に何ができるのかを一緒に考え、役割や生きがいを見つけ、地域での暮らしの中で自分の居場所を見つけ、その人らしい生き方を支えていきます。

4 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	- 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 - 法令等において規定されている（介護予防）小規模多機能型居宅介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	常勤 1 名 介護支援専門員、 介護従事者と兼務
介護支援専門員	- 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 - 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1 名 管理者と介護従事者 と兼務
介護従業者	利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行います。	介護職員 9 名以上 常勤 3 名以上 非常勤 6 名以上 管理者と介護支援 専門員と兼務 1 名
看護職員	利用者の健康管理等の医務業務を行います。	非常勤 1 名以上

5 提供するサービスの内容

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成		1 サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
相談・援助等		1 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。 2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。 3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。
	健康のチェック	1 血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。 2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	入浴サービス	1 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	食事サービス	1 食事の提供及び食事の介助を行います。 2 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 3 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。
	送迎サービス	1 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。

訪問サービスに関する内容	身体の介護	1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。 2 食事介助 食事の介助を行います。 3 清拭等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。 4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。
	生活介助	1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 2 調理 利用者の食事の介助を行います。 3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。
	その他	1 利用者の安否確認等を行います。

6（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者の禁止行為

（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7 利用料金

（１）【基本料金】 地域区分 ５級地 １単位：１０,５５円となります。

《小規模多機能型居宅介護費》

	基本単位数	利用料金	利用者負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
要介護１	10,458 単位	110,331 円	11,034 円	22,067 円	33,100 円
要介護２	15,370 単位	162,153 円	16,216 円	32,431 円	48,646 円
要介護３	22,359 単位	235,887 円	23,589 円	47,178 円	70,767 円
要介護４	24,677 単位	260,342 円	26,035 円	52,069 円	78,103 円
要介護５	27,209 単位	287,054 円	28,706 円	57,411 円	86,117 円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

	基本単位数	利用料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	3,450 単位	36,397 円	3,640 円	7,280 円	10,920 円
要支援 2	6,972 単位	73,554 円	7,356 円	14,711 円	22,067 円

- ア 通い・宿泊・訪問（介護費用分）すべてを含んだ 1 か月ごとの包括費用（定額）です。
料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給費額を除いた金額、介護保険負担割合証に応じた料金の 1 割又は 2 割・3 割の額をお支払いください。
- イ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。
- ウ 登録日とは利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。
- エ 登録終了日とは利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。
- オ 小規模多機能型居宅介護費について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者 1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合には、70/100 に相当する単位数を算定します。
- カ 月ごとの包括料金ですので、ご利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても日割りでの割引または増額は致しません。
- キ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

（２）【加算料金】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
① 初期加算	30 単位	316 円	32 円	64 円	95 円	1日につき
② 認知症加算(Ⅲ)★	760 単位	8,018 円	802 円	1,604 円	2,406 円	1月につき
③ 認知症加算(Ⅳ)★	460 単位	4,853 円	486 円	971 円	1,456 円	1月につき
④ 若年性認知症利用者受入加算	800 単位	8,440 円	844 円	1,688 円	2,532 円	1月につき
⑤ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200 単位	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円	1月につき
⑥ 看護職員配置加算(Ⅲ)	480 単位	5,064 円	507 円	1,013 円	1,520 円	1月につき
⑦ サービス提供体制加算(Ⅰ)	750 単位	7,912 円	792 円	1,439 円	2,374 円	1月につき
⑧ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の 14.9%	左記の単位数 × 10.55 円	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	1月につき

★については、介護予防小規模多機能型居宅介護での算定はできません。

① 初期加算

小規模多機能居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算を算定します。

② 認知症加算(Ⅲ)

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動により介護を必要とする認知症日常生活自立度Ⅲ以上の場合に算定します。(最新の介護認定時のかかりつけ医の意見書にて判断します。)

③ 認知症加算(Ⅳ)

要介護 2 で、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症日常生活自立度Ⅱの場合に算定します。(最新の介護認定時のかかりつけ医の意見書にて判断します。)

④ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に利用者ごとに個別の担当者を定めている場合に算定します。(認知症加算を算定している場合は算定しません。)

⑤ 看護職員配置加算(Ⅲ)

看護職員を常勤換算方法で 1 名以上配置している場合に算定します。

⑥ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)

利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等との多職種協働により、随時適切に見直しを行ったり、地域における活動への参加の機会を確保した場合に算定します。

⑦ サービス提供体制加算(Ⅰ)

介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が 70%以上もしくは勤続 10 年以上介護福祉士の割合が 25%以上の場合

⑧ 介護職員処遇改善加算Ⅰは、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算Ⅰは、区分支給限度基準額の対象外となります。

(3) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基つき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。 1 km毎に 100 円加算します。
② 交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1 km毎に 50 円加算します。
③ 食事の提供に要する費用	朝食 350 円/回 昼食 700 円/回 夕食 550 円/回
④ 宿泊に要する費用	1 日 2,800 円
⑤ 引き落とし手数料	110 円/回
⑤ おむつ代 (持ち込みが原則)	紙おむつ 150 円 紙パンツ 100 円 尿取りパッド 50 円
⑥ 理容代	2,000 円
⑦ ガーゼ、包帯等 (原則持ち込み)	実費

⑧ 外出行事代	実費
⑨ その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの

(4) キャンセル料

利用者がサービスの利用をお休みする場合には、サービス利用の 5 日前の 17 : 00 までにご連絡ください。それ以降のお休みをされる場合には宿泊料・食事代のご利用相当全額を頂きます。

8 利用料金費用の請求及び支払い方法について

① 利用料金費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額は利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日頃に利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料金費用の支払い方法等	利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

※利用料金の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 か月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証及び負担割合証（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間、負担割合）に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) （介護予防）小規模多機能型居宅介護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

10 市町村への届け出

この（介護予防）小規模多機能型居宅介護のサービスを受ける際には、その旨を愛川町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは介護支援専門員にご相談ください。

11 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)	医療機関名 愛川北部病院 所 在 地 神奈川県愛甲郡愛川町角田 281-1 電話番号 046-284-2121 ファックス番号 046-284-2345 受付時間 8 時 30 分～17 時 診療科 内科
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号
【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 () 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先

13 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	代表者 馬場 将和
--------------------	-----------

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 KCC ショータキ	所在地 神奈川県愛甲郡愛川町春日台 3-6-38 電話番号 046-280-4822 ファックス番号 046-280-4868 受付時間 9:00～17:00
窓口担当者	管理者 小澤 妙子
【市町村（保険者）の窓口】 民生部 高齢介護課	所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251-1 電話番号 046-285-6938（直通） ファックス番号 046-285-6010 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地 神奈川県横浜市西区楠町 27-1 電話番号 0570-022110（苦情専用） 045-329-3447 受付時間 8:30～17:15（土日祝は休み）

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおりとします。

16 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、当事業所のホームページ、インターネット上の「介護情報かながわ」において公開しています。

17 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である
--------------------------	---

	期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

18 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 小澤 妙子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。
- (3) 運営推進会議

構成	利用者代表、利用者家族代表、地域住民、 町職員、地域包括支援センター職員 小規模多機能型居宅介護について知見する者等
開催	おおむね2月に1回以上
会議録	運営推進会議の内容、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表します。

22 サービス提供の記録

- (1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 当事業所ではケアコラボソフトを導入しております。スマホやパソコンに登録する事で利用中の様子の記録が閲覧できるようになっておりますのでご登録のご協力をお願いします。

23 サービス利用にあたっての留意事項

サービスの利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- (1) 体調不良の際はサービスの提供をお断りする事があります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの提供をお断りする事があります。その場合、家族に連絡の上適切に対応します。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、当事業所へご連絡ください。
- (4) 当事業所では複数の利用者の方々が利用しています。感染症予防対策として利用者の体調やご家族の体調の状況によってはご利用をお断りする場合があります。
- (5) 定員数分の予約が入っている日には、ご利用できない場合がありますので、ご了承ください。
- (6) 貴重品や所持金は自己の責任で管理してください。紛失された場合、当事業所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- (7) 事業所内での食品をはじめとした様々な品物のやり取りはなさらないようにお願いします。

- (8) 特別警報又は暴風・大雪・大雨・洪水の各警報が発表された場合はサービスを中止する事があります。
- (9) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解、ご了承ください。
- ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる
 - ・怒鳴る、奇声、大声を発する
 - ・対象範囲以外のサービスの強要
 - ② セクシャルハラスメント
 - ・介護従事者の体を触る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真を見せる
 - ・性的な話や卑猥な言動をする など
 - ③ その他
 - ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為 など

24 ホームページ等への掲載に関する同意

当事業所ではご家族の方々のみならず、広く内外に広報することによって、当事業所の活動をより理解していただきたいと考えています。

そのために、施設内の掲示をはじめとして、パンフレットやホームページ、SNS 等に皆様の生き活きとした写真や動画等を掲載したいと考えています。

つきましては、これらの媒体に個人が写っている写真や動画等を掲載することを事前に承諾いただきたいと思います。

趣旨をご理解のうえ、同意をいただきますようお願いいたします。

パンフレットやホームページへの掲載 (SNS 関連含む)	☐ 許可します ☐ 許可しません
---------------------------------	--

※許可しますに○を付けた事項を目的とするときは、使用を許可致します。

※承諾がない場合は、掲載は致しません。

【同意の利用期間】

契約で定める期間とします。

25 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

別紙 利用票にて説明します。